宮城県

記者発表資料
令和５年３月１５日
自然保護課野生生物保護班
担当 後藤・仁木
電話 022-211-2673

野生鳥獣の肉における放射性物質の測定結果について
（令和４年度第１０報）

大崎市で採取されたイノシシの肉について，国の基準値（１００ベクレル／ｋｇ）を超える放射性セシウムが検出されました。

基準値を超えた地域においては，イノシシ肉を食用として摂取することを控える等，引き続き慎重に対応いただきますようお願いいたします。

なお，イノシシ肉については，平成２４年６月２５日付けで，県内全域を対象に国から出荷制限指示が出されており，現在も継続しております。

１　測定結果　　（単位：ベクレル／ｋｇ）

鳥獣名	捕獲場所（鳥獣保護区等位置図表記地区）	放射性セシウム 測定値	放射性セシウム 食品衛生法の規定に基づく放射性物質の基準値	捕　獲年月日	測定日
イノシシ	角田市　　毛萱	13.6	100	R5.2.25	R5.3.13
	大崎市　　岩出山	90.6		R5.3.1	
	大崎市　　岩出山	104			

※　次のＵＲＬから，野生鳥獣肉に係るこれまでの検査結果が確認できます。
https://www.r-info-miyagi.jp/r-info/archive/　（みやぎ原子力情報ステーション）

２　測定年月日　　令和５年３月１３日

３　検査機関及び検査機器　　株式会社　理研分析センター
ゲルマニウム半導体検出器

４　検出下限値　　８．２８ ～ ９．６５　ベクレル／ｋｇ

（参考）

（１）　不検出
放射性物質の濃度が，検出下限値に満たないことを指します。

（２）　検出下限値
当該測定機器で検出できる放射性物質濃度の最小の値を示し，測定ごとに異なります。

なお，測定値及び検出下限値は，セシウム 134 及びセシウム 137 それぞれの値を合算した値であり，測定の結果によりセシウム 134 又はセシウム 137 のどちらかが不検出の場合などでは，測定値が検出下限値を下回ることがあります。